

割賦購入契約について

太枠内、契約者様(契約者代理人様)ご署名欄

※法人契約の場合は記入不要

本書面の内容および個人情報の取扱いについて同意し、別途割賦購入契約(本契約)を申し込みます。

同 意 日 年 月 日

ご 署 名

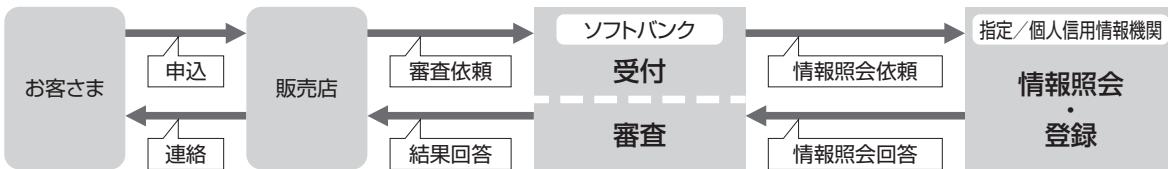
本書面は、ご購入の商品代金を毎月分割でソフトバンクにお支払いいただく契約の重要事項をご説明するものです。「割賦購入契約申込書」に記載された実際の取引条件とあわせて、内容をご承諾のうえお申し込みください。

ご契約について(ご注意)

お申込みの際には、「割賦購入契約申込書」及び本書面記載の「個品割賦購入約款」、「個人情報の利用目的等について」をよくお読みください。

i 信用情報機関への情報提供を行います。

①申込内容の審査にあたり、ご契約者の情報を照会・登録します。



②本契約が成立した場合、ご契約者の契約内容・支払状況を登録します(滞納情報も含む)。



③信用情報機関に支払遅延情報等がある場合、他のクレジット契約ができないことがあります。

・支払遅延情報は、完済後も5年間は信用情報機関に記録が残り、他の加盟会員が審査のため利用できます。

■ 支払名義人がご契約者と異なる場合のご注意 ■ ※ご契約者・お支払者ともにご確認ください。

・信用情報機関への照会・登録の対象は、支払名義人ではなく、ご契約者の情報です。
(ご契約者が未成年で支払名義人の親権者が滞納された場合も、未成年のご契約者の滞納として扱われます。)

→登録される個人情報とその期間の詳細については、本書面内掲載の表をご覧ください。

¥ 解約後も支払義務があります。

お客様が契約される通信サービス契約と本契約とは別の契約です。本契約の成立後は、通信サービス契約を解約された場合でも、賦払金の支払義務は残ります。

●賦払金のご請求は、原則として契約成立後2ヶ月目から開始されます。但し、通信サービス契約と一緒にご契約された場合、通信サービスのご利用状況によっては、ご請求の開始が契約成立後3ヶ月目からの開始となる場合がございます。

※クレジットカードによるお支払いの場合、お支払期日は当該クレジットカード契約に定められた日となります。

※お支払額が請求書記載の請求金額全額に満たない場合、支払期日の早いものから順に、通信サービス契約をご契約でかつ支払期日が同一の場合、初めに通信サービス契約より発生する料金、次に本契約より発生する賦払金の順に充当します。

割賦購入契約申込書及び本書面を大切に保管してください。

(契約成立後は割賦販売法第4条に基づく書面となります。)



SBコード:MMOU0473



YMコード:YMOU0422

個品割賦購入約款

購入者は、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)から割賦購入契約申込書(以下「申込書」といいます。)に記載の商品(以下「商品」といいます。)を、以下の条件及び申込書記載の各条件にて購入することを申し込み、ソフトバンクはこれを受託します。

第1条(売買契約の成立時点)

商品の売買契約(以下「本契約」といいます。)は、ソフトバンクが所定の手続きをもって承諾し、購入者に通知した時をもって成立するものとします。ただし、商品がAirターミナル、でんわユニットまたはメッシュWi-Fiルーターの場合、当該商品の売買契約は、購入者が商品を受領したことをソフトバンクが確認した日をもって成立するものとします。

第2条(商品の引渡しおよび所有権の移転)

商品は、本契約成立後、直ちに購入者に引渡され、引渡し時に所有権が移転するものとします。ただし、Airターミナル、でんわユニットまたはメッシュWi-Fiルーターの所有権は購入者が商品を受領したことをソフトバンクが確認した日をもって購入者に移転するものとします。なお、購入者は、商品の所有権移転前においては、商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

第3条(賦払金の支払期日・支払方法)

購入者は、申込書記載の金額の賦払金を、申込書記載の支払期日に、申込書記載の支払方法により、ソフトバンクに支払うものとします。またソフトバンクは、購入者に対して有する債権の請求並びに受領行為をヤフー株式会社その他第三者(以下、併せて「集金代行業者」といいます。)に委託できるものとします。

なお、賦払金の支払開始の前後にかかわらず、購入者が契約された3Gサービス契約その他の通信サービスに関する契約(以下「3G契約等」といいます。)が本契約にかかる債務の完済前に解除された場合であっても、本契約は有効に存続し、各回の賦払金の金額、支払期日及び支払方法は従前のとおりとします。

第4条(請求書の発行)

当社は、購入者から請求があったときは、購入者の債務にかかる請求書を発行します。購入者は、当該請求書の発行を受けたときは、発行手数料200円(税込220円)を支払います。

第5条(商品の滅失・毀損の場合の責任)

購入者は、本契約に基づく債務の完済までに商品が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかにソフトバンクに通知するとともに、申込書記載の支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第6条(住所の変更)

(1) 購入者は、住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもってソフトバンクに通知するものとします。但し、購入者が契約された3G契約等の有効期間中は、3G契約等に基づく変更の届出をもってこの通知に代えることができるものとします。
(2) 購入者は、(1)の通知を怠った場合、ソフトバンクからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となつても、ソフトバンクが通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議がないものとします。

第7条(期限の利益喪失)

(1) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
1. 支払期日に賦払金の支払いを遅滞し、ソフトバンクから20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき。
2. 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般的の支払いを停止したとき。

3. 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
4. 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。

5. 商品の購入が購入者にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約を除きます。)となる場合で、購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。

(2) 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、ソフトバンクの請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

1. 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
2. その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第8条(遅延損害金)

(1) 購入者は、賦払金の支払いを遅滞したとき((2)の場合を除く。)は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該賦払金に対し法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

(2) 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで賦払金合計の残額全額に対し、法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第9条(解除)

購入者が第6条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、ソフトバンクは、本契約を解除できるものとします。

第10条(費用等の負担)

(1) 購入者は、ソフトバンクに対する賦払金の支払いに要する費用(送金手数料)をソフトバンクが請求する場合には、負担するものとします。

(2) 購入者は、ソフトバンクが請求する場合には、支払いを遅滞したことによりソフトバンクが金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは再振替手数料を、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料を別に支払うものとします。

(3) 購入者は、賦払金の支払遅滞等購入者の責に帰すべき事由によりソフトバンクが訪問集金したときは、ソフトバンクが請求する場合には、訪問集金費用を別に支払うものとします。

(4) ソフトバンクが購入者に対して第6条(1)-1.に基づく書面による催告をしたときは、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該催告に要した費用を負担するものとします。

(5) 購入者がソフトバンクに支払う費用等について公租公課が課せられる場合、又は、公租公課(消費税等を含みます。)が増額される場合は、ソフトバンクが請求する場合には、購入者は当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第11条

(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

購入者は、見本・カタログ等により申し込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違している場合は、ソフトバンクに商品の交換を申し出るか又は本契約の解除ができるものとします。

第12条(条件となる役務の提供に係る事項)

商品の販売に関して、条件となる役務の提供はございません。

第13条(公正証書)

購入者は、ソフトバンクが必要と認めた場合、購入者の費用負担で、本契約につき強制執行認諾条項を付した公正証書の作成に応じ、必要書類をソフトバンクに提出するものとします。

第14条(住民票取得等の同意)

購入者は、本申し込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、ソフトバンクが必要と認めた場合には、購入者の住民票等をソ

ソフトバンクが取得し利用することに同意するものとします。

第15条(合意管轄裁判所)

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、購入者の住所地、購入地、及びソフトバンクの本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第16条(割賦債権の譲渡)

ソフトバンクは、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することや第三者の担保に供することがあります。購入者は、当該債権の譲渡及び担保提供、並びにソフトバンクがこの場合に購入者の個人情報を譲渡先、担保権者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第17条(早期完済の場合の特約)

購入者は、当初の契約どおりに賦払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずるソフトバンク所定の計算方法により算出された申出月を含む期限未到来の分割払手数料の払い戻しをソフトバンクに請求できるものとします。

ただし、ソフトバンク所定の請求締日後の申出の場合は、申出月の翌月以降に発生する期限未到来の分割払手数料の払い戻しのみを請求できるものとします。

第18条(反社会的勢力の排除)

(1) 購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

1. 暴力団
2. 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
3. 暴力団構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等

6. 社会運動等標ぼうゴロ

7. 特殊知能暴力集団等

8. 前各号の共生者

9. その他前各号に準ずる者

(2) 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為

2. 法的な責任を超えた不当な要求行為

3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

4. 風説を流し、偽計を用いたりまたは威力を用いてソフトバンクの信用を毀損し、またはソフトバンクの業務を妨害する行為

5. その他前各号に準ずる行為

(3) 購入者が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合、(1)もしくは(2)の規定に基づく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合、ソフトバンクが行う本条に関する必要な調査に応じない場合、当該調査に対して虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結すること、または契約を継続することが不適切であるとソフトバンクが認める場合には、ソフトバンクは、購入者との個品割賦購入契約の締結を拒否し、または個品割賦購入契約を催告なしに解除することができるものとします。個品割賦購入契約が解除された場合、購入者は、当然に個品割賦購入契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(4)(3)の規定の適用により、ソフトバンクに損失、損害または費用(以下「損害等」という)が生じた場合には、購入者は、これを賠償する責任を負うものとします。また(3)の規定の適用により、購入者に損害等が生じた場合でも、購入者は、当該損害等についてソフトバンクに請求をしないものとします。

附則

第1条および第2条のメッシュWi-Fiルーターに関する記載は、同商品の販売開始日より施行します。

訪問販売・電話勧誘販売にてお申込のお客さまへ

●個品割賦購入契約及び売買契約等のクーリングオフについて

1. 訪問販売、電話勧誘販売でお申込みされた場合、本書面を受領した日から起算して8日間は書面により個品割賦購入契約及び売買契約等(以下総称して「契約」といいます。)の申込みの撤回又は解除(以下「クーリングオフ」といいます。)ができます。

なお、ソフトバンクが、クーリングオフに関して不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間を経過するまではクーリングオフができます。

ただし、営業のためのものであるなど特定商取引に関する法律第26条第1項に該当するお申込みの場合には、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

2. クーリングオフは、クーリングオフをする旨の書面をソフトバンクに発信した時に効力を生じます。ハガキ等に必要事項(申込日又は契約日、購入した商品名、商品を購入した販売店名、申込書番号、契約を解除しようとする旨)をご記入のうえ、ソフトバンク宛に郵送してください(簡易書留扱いが確実です)。

3. 前項に従って、クーリングオフをした場合、

① ソフトバンクに対し損害賠償又は違約金を支払う必要はありません。また、商品の引取や返還に要する費用は、ソフトバンクの負担となります。

② 訪問販売、電話勧誘販売により商品を使用した場合でも、ソフトバンクに対し商品等の代金等その他商品の使用等によって得られた利益に相当する金銭を支払う必要はありません。

③ ソフトバンクに支払った金銭は、速やかにソフトバンクから返還を受けられます。

④ クーリングオフした商品は、ソフトバンクに返還してください。

割賦販売・個別信用購入あっせん等における個人情報の利用目的等について

個人情報の取り扱いについての詳細および最新は、ソフトバンクホームページの「プライバシーポリシー」をご確認ください。

1)個人情報の利用目的

- ソフトバンクは、以下目的でお客様の個人情報を利用する場合があります。
- お手続き・カスタマーサポート
 - サービス提供
 - サービス品質向上、開発：サービス等の品質向上、新しいサービス等の開発、各種調査・分析
 - お知らせ：サービス等に関するお知らせやお勧めするコンテンツの配布および配信
- なお、上記以外の目的で当該個人情報を利用させていただく場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

2)加入指定信用情報機関、または

加入個人信用情報機関等への個人情報の提供・照会・登録

- ソフトバンクは、割賦販売・個別信用購入あっせん等(以下「対象契約」)の契約者(申込者含む)に関する個人情報をソフトバンクが加入する指定信用情報機関(以下「加入指定信用情報機関」)およびソフトバンクが加入する個人信用情報機関(以下あわせて「加入指定／個人信用情報機関」)に提供することにより照会を行います。その際、個人情報が登録されている場合には、契約者の支払能力・返済能力の調査のために、ソフトバンクはそれを利用します。
- ソフトバンクは、対象契約の契約者(申込者含む)に関する個人情報、客観的な取引事実を加入指定／個人信用情報機関に提供し、下表に定める期間登録します。提供・登録された情報は、加入指定／個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払い能力・返済能力に関する調査のために利用されます。

〈登録される個人情報等とその期間〉

登録情報	加入指定信用情報機関、およびその登録期間	加入個人信用情報機関、およびその登録期間
(1)氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左記(2)～(4)の情報のいずれかが登録されている期間	
(2)対象契約の申込みをした事実	ソフトバンクが加入指定信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	ソフトバンクが加入個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
(3)対象契約の契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報等。利用残高、割賦残高、年間請求予定期額、支払日、完済日、完済予定期などとの客観的事実	対象契約期間中および契約終了後5年内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年内)	契約継続中および契約終了後5年内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年内)
(4)返済状況に関する情報(債務の支払を延滞した事実)	対象契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年内	契約継続中および契約終了後5年内

加入指定／個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は以下の通りです。また、対象契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、上記登録情報等を当該機関に提供・登録または利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

〈加入指定信用情報機関〉 株式会社シー・アイ・シー

(http://www.cic.co.jp/)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

電話番号:0120-810-414(フリーダイヤル)・0570-666-414(有料)

※主に割賦販売などのクレジット事業を営む企業を会員とする割賦販売法に基づく指定信用情報機関です。

〈加入個人信用情報機関〉 株式会社日本信用情報機構

(http://www.jicc.co.jp/)

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14

電話番号:0570-055-955

※主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

〈提携個人信用情報機関〉 全国銀行個人信用情報センター

(https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号:03-3214-5020

※主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。前記の各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

3)その他第三者提供

- ソフトバンクは、ソフトバンクの商品の割賦購入または一括払いによる購入に関して、個品割賦購入契約および立替払契約の内容に基づく割賦債権等の債権を第三者に譲渡することを目的として、個人情報を書面の送付または電子的もしくは磁気的な方法等により債権譲渡先へ提供する場合があります。

- ソフトバンクは、対象契約の契約者(申込者含む)に関する個人情報を与信

業務に関して提携する次の企業に提供する場合があります。

〈提携企業〉 SBペイメントサービス株式会社

(http://www.sbpayment.jp/)

〒105-7529 東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

電話番号:03-6889-2130

※ソフトバンクが利用する与信・審査業務総合支援サービスの提供なら

びに、ソフトバンクの与信に関する業務の一部の受託を行なうソフトバンクグループ株式会社の100%子会社です。

【個人情報に関するお問い合わせ窓口】

個人情報の保護に関する法律に基づく、個人情報の取り扱いに関するお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

〈ソフトバンク携帯電話などに関する個人情報お問い合わせ窓口〉

電話番号:0088-210-051

受付時間:9:00～17:00

(祝日、年末年始、設備点検日、システムメンテナンス日を除く)

〈ワイモバイルの商品・サービスに関する個人情報お問い合わせ窓口〉

電話番号:044-382-0404(有料)

受付時間:9:00～17:00

(祝日、年末年始、設備点検日、システムメンテナンス日を除く)

〈日本クレジット協会 個人情報保護推進センター〉

(ソフトバンクの所属する認定個人情報保護団体)

(http://www.j-credit.or.jp/customer/personal-consult/index.html)

電話番号:03-5645-3360

受付時間:10:00～12:00、13:00～16:00(土日祝、年末年始除く)

※割賦契約内容(個人信用情報)に関しましては、下記までお問い合わせください。

※加入指定／個人信用情報機関等および提携個人信用情報機関の問い合わせ窓口は、それぞれのホームページをご覧ください。

ソフトバンク 株式会社 www.softbank.jp

※ 割賦契約内容(個人信用情報)に関しましては、下記までお問い合わせください。

ソフトバンク携帯電話などについて

■ソフトバンクカスタマーサポート

オペレーター希望の方もこちらから

[受付時間]24時間(オペレーター 9:00～20:00)

ソフトバンク カスタマーサポート 検索

■左記で解決しない場合はこちら

・ソフトバンク携帯電話から…157

・一般電話から…0800-919-0157

・海外から…+81-92-687-0025

[受付時間]24時間(オペレーター 10:00～19:00)



https://u.softbank.jp/2YOhjKh

ワイモバイルの商品・サービスについて

■ワイモバイルカスタマーサポート

オペレーター希望の方もこちらから

[受付時間]24時間(オペレーター 9:00～20:00)

ワイモバイル カスタマーサポート 検索

■左記で解決しない場合はこちら

・ワイモバイルの携帯電話から…151(通話料有料)

(※151への通話は「だれともども定額」などの無料通話対象です)

・一般電話から…0570-039-151



https://ymobile.jp/sPrK8

■ホームページ http://ymobile.jp/

販売店の名称および住所／連絡先

●本誌に記載の内容は2023年6月8日現在のものです。内容については変更する場合があります。

取扱店担当者の方へ 本誌はお客さまへお渡しください。